

地域の子どもを地域で支えるために、  
今知っておきたいこと

～シングルマザーの困りごと

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西・神戸ウエスト

安木 麻貴

## 参考資料 厚労省全国母子世帯等調査より

### 1 ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(世帯の収入)	291万円	455万円
5 平均年間就労収入(母又は父の就労収入)	181万円	360万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

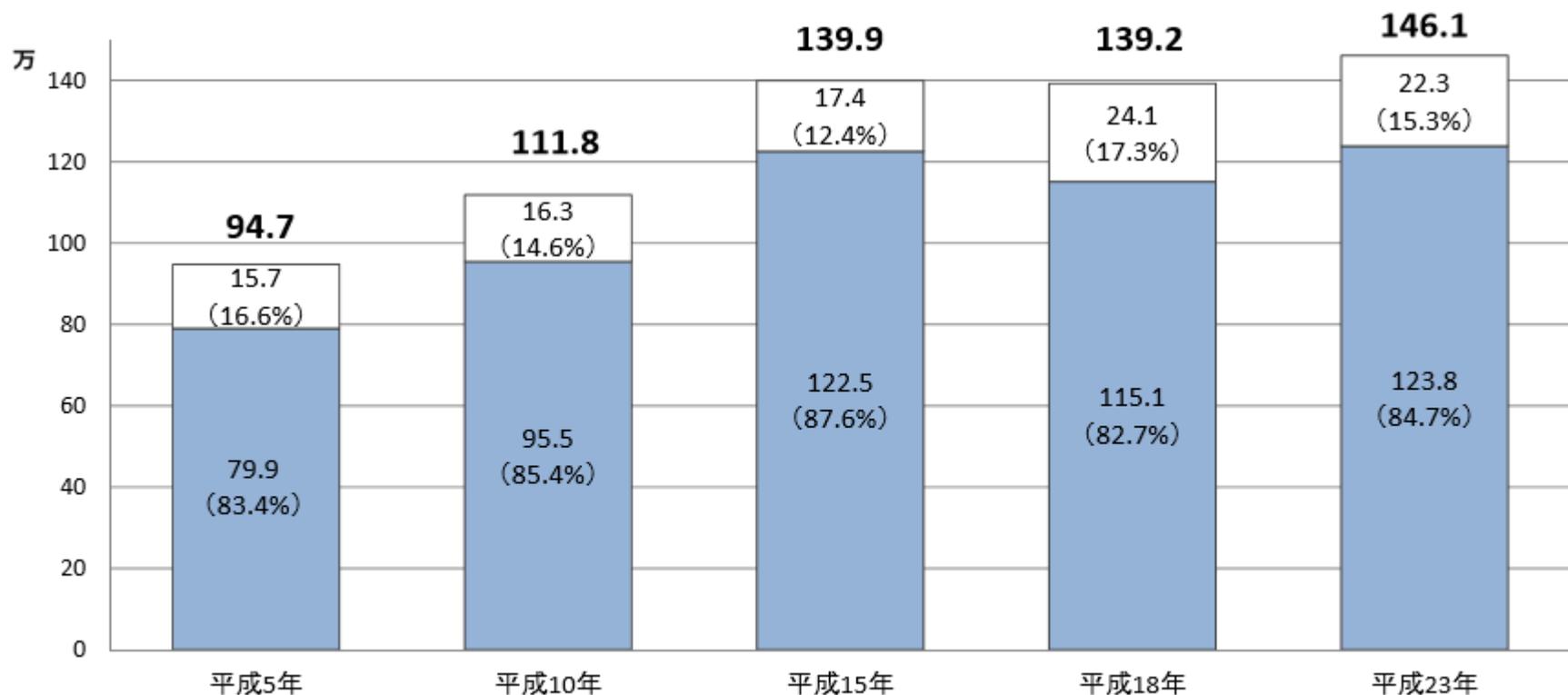
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

## 2 母子世帯・父子世帯の数(推計値) (全国母子世帯等調査より)

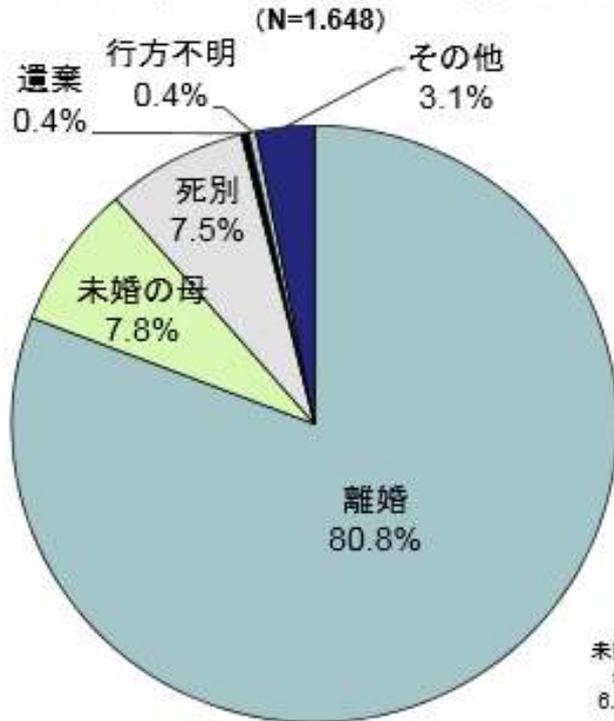
- 平成23年の母子世帯は約124万世帯、父子世帯は約22万世帯となっている。
- 平成18年度と比べると、平成23年度は母子世帯が約9万世帯増加し、父子世帯は約2万世帯減少している。



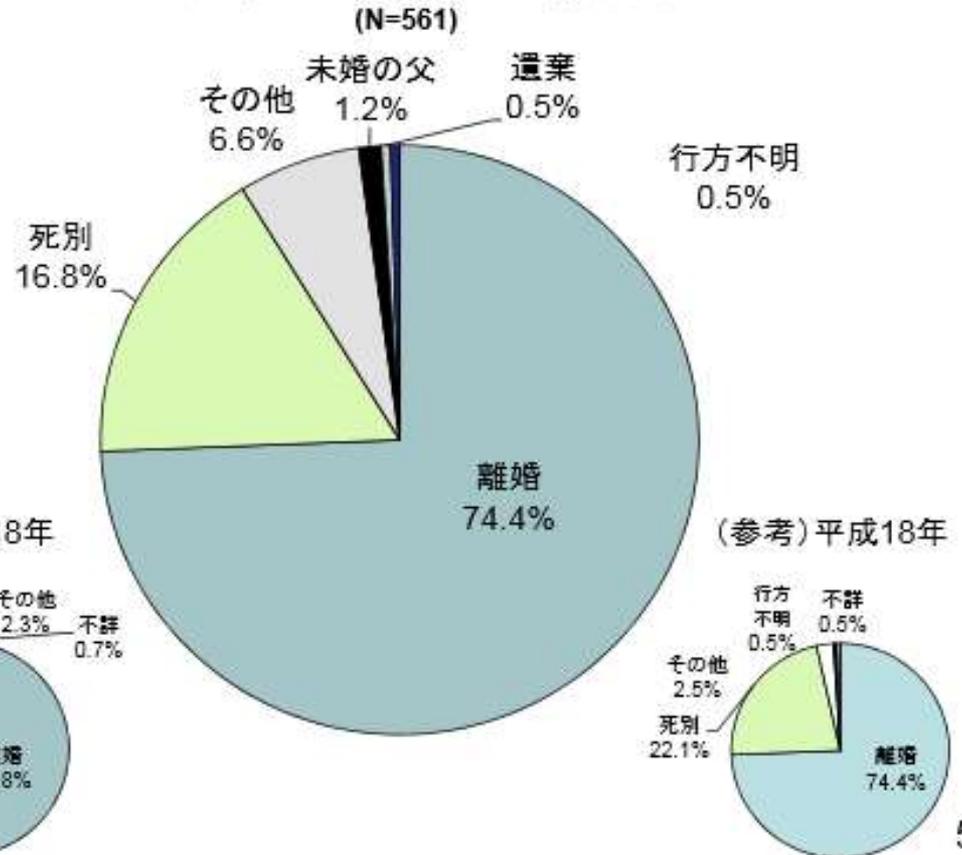
### 3 ひとり親世帯になった理由

- 母子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が80.8%と最も多く、次いで「未婚の母」が7.8%と死別の7.5%より多くなっている。
- 父子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が74.4%と最も多く、次いで「死別」が16.8%となっている。

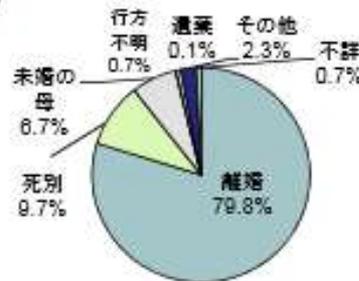
母子世帯になった理由別の構成割合



父子世帯になった理由別の構成割合



(参考)平成18年



(参考)平成18年

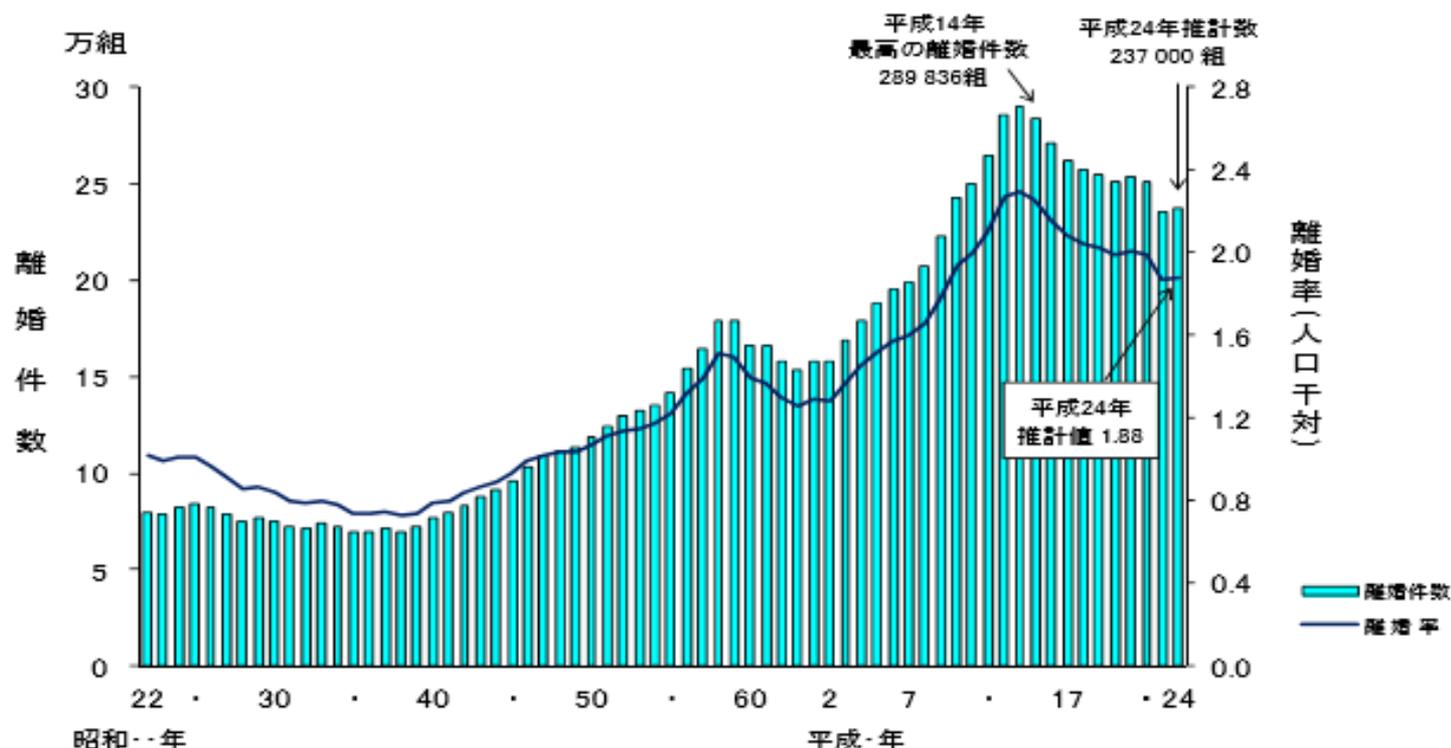


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

## 4 離婚件数の年次推移

- 平成24年の離婚件数(推計数)は23万7000組で、前年の23万5719組(確定値)より増加。  
離婚件数は昭和39年以降毎年増加し、昭和46年には10万組を超え、その後も増加を続けたが、昭和58年をピークに減少に転じ、平成3年から再び増加した。平成15年以降、平成21年を除き、減少している。  
離婚率(人口千対)(推計値)は1.88で、前年(確定値)の1.87とほぼ横ばい。

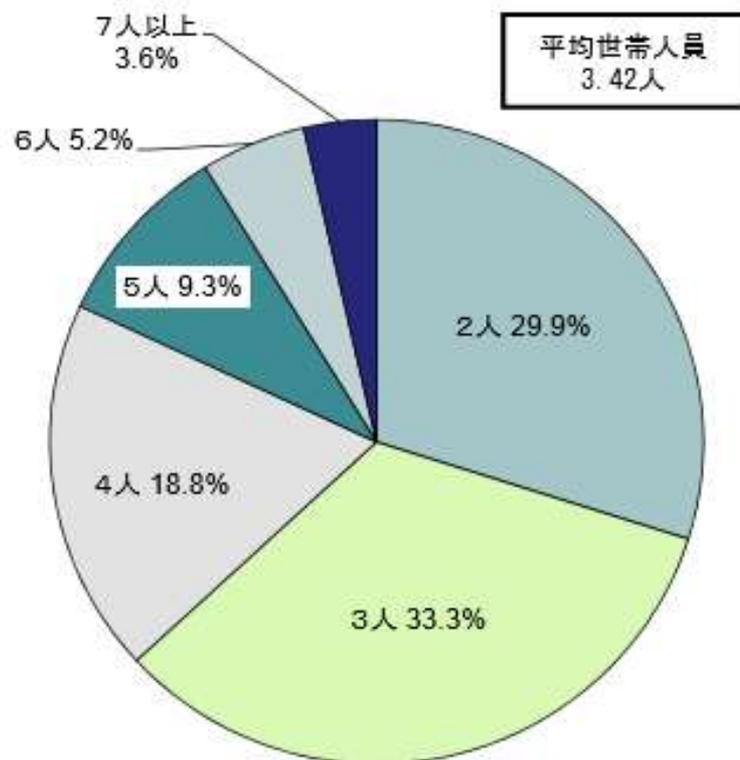
離婚件数及び離婚率の年次推移



## 6(1) 母子世帯の世帯の状況

- 母子世帯の平均世帯人員は3.42人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.8%となっており、「親と同居」が51.8%と最も多い。

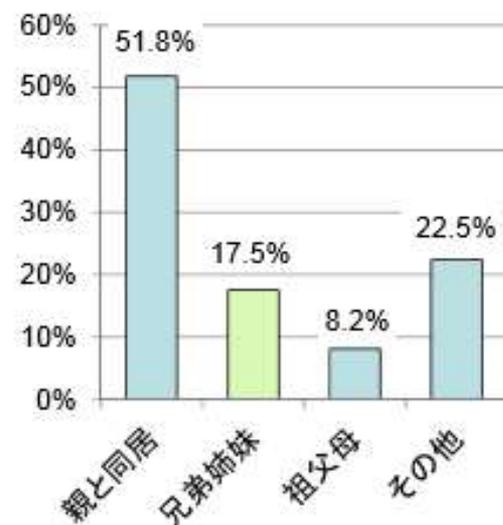
### 母子世帯の世帯人員(N=1,648)



### 世帯構成(N=1,648)



### 同居者の種別

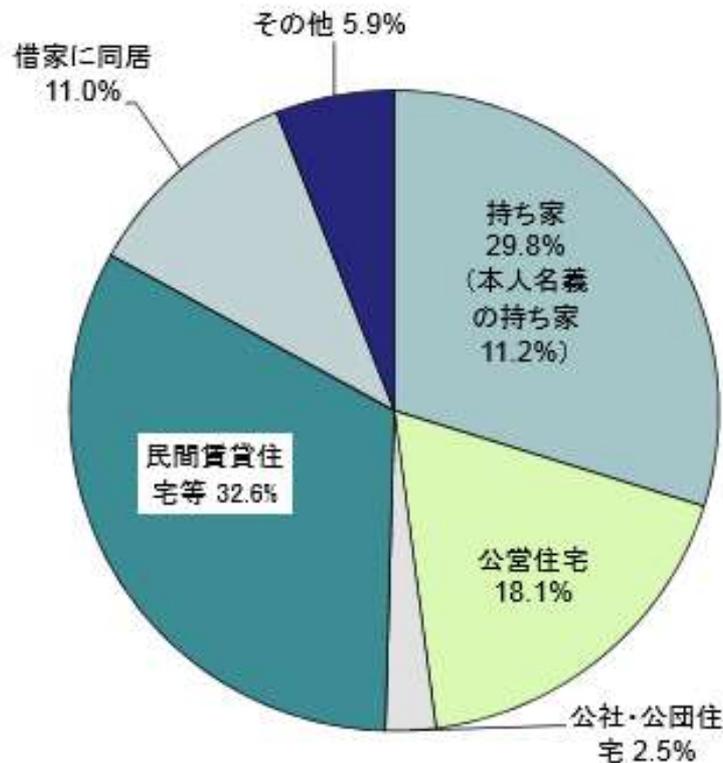


※同居者の種別については複数回答

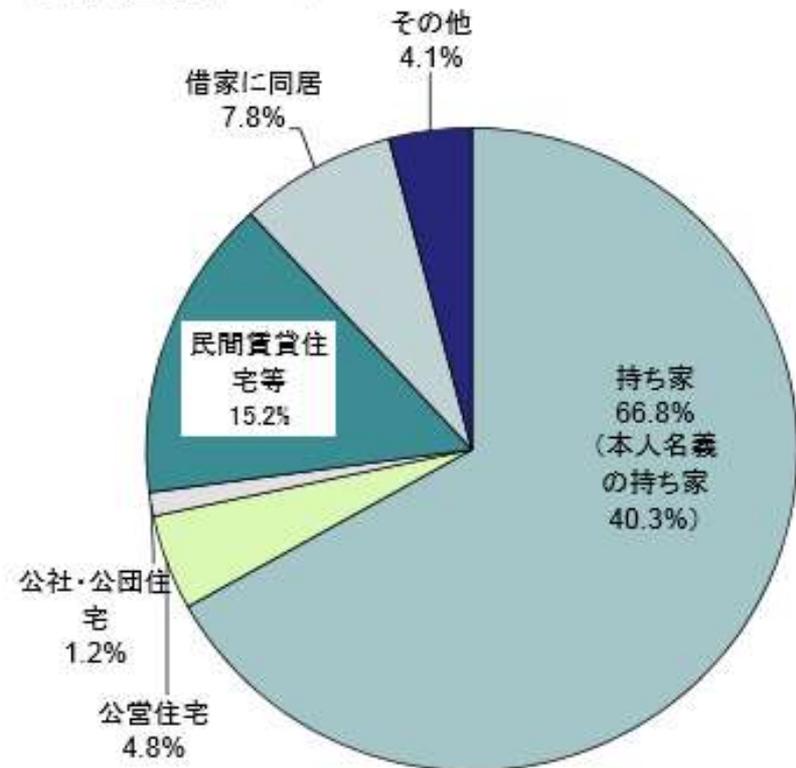
## 7 住居の状況

- 母子世帯では、「民間賃貸住宅等」が32.6%と最も多く、次いで「持ち家」が29.8%、「公営住宅」が18.1%となっている。
- 父子世帯では、「持ち家」が66.8%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅等」が15.2%となっている。

母子世帯(N=1,648)

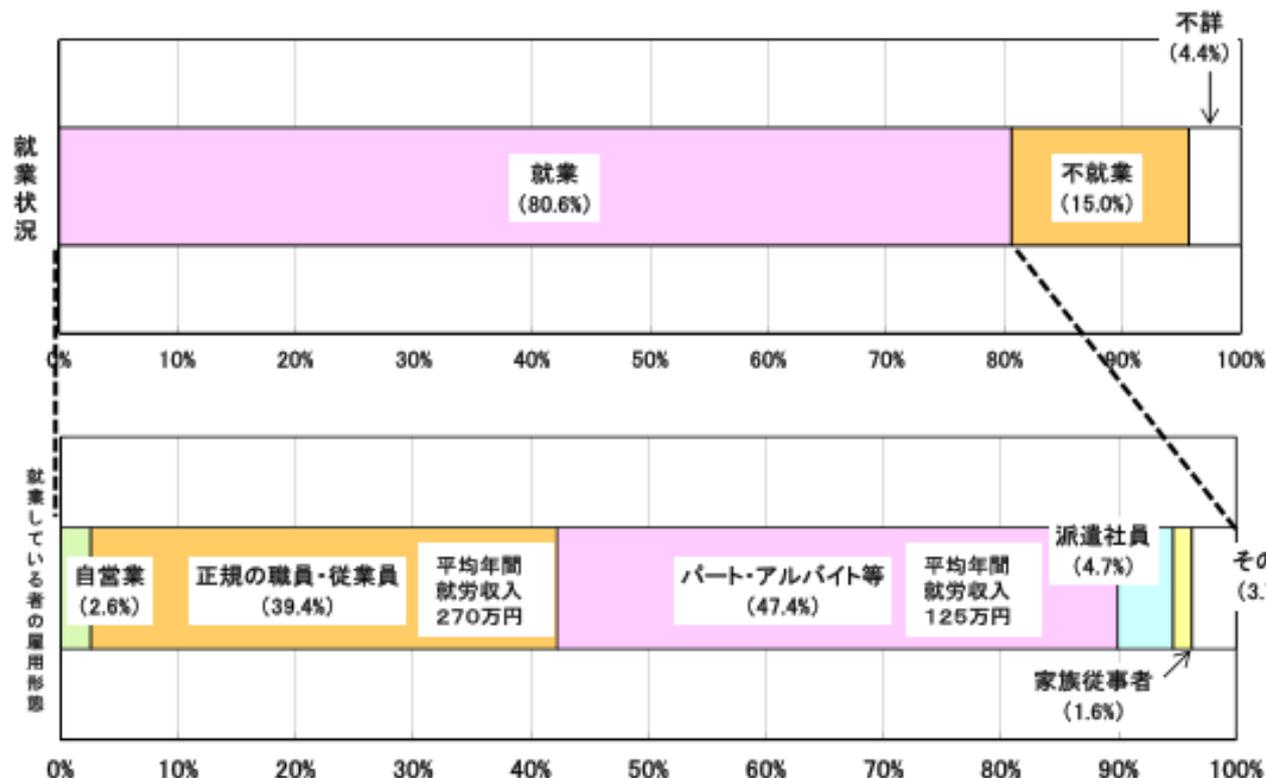


父子世帯(N=561)



## 8(1) 母子家庭の就業状況

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)  
非正規の職員・従業員の割合  
男女計 35.2%  
男 19.7%  
女 54.5%  
※非正規は、パート・アルバイト、  
派遣社員、契約社員・嘱託など

(出典)  
労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

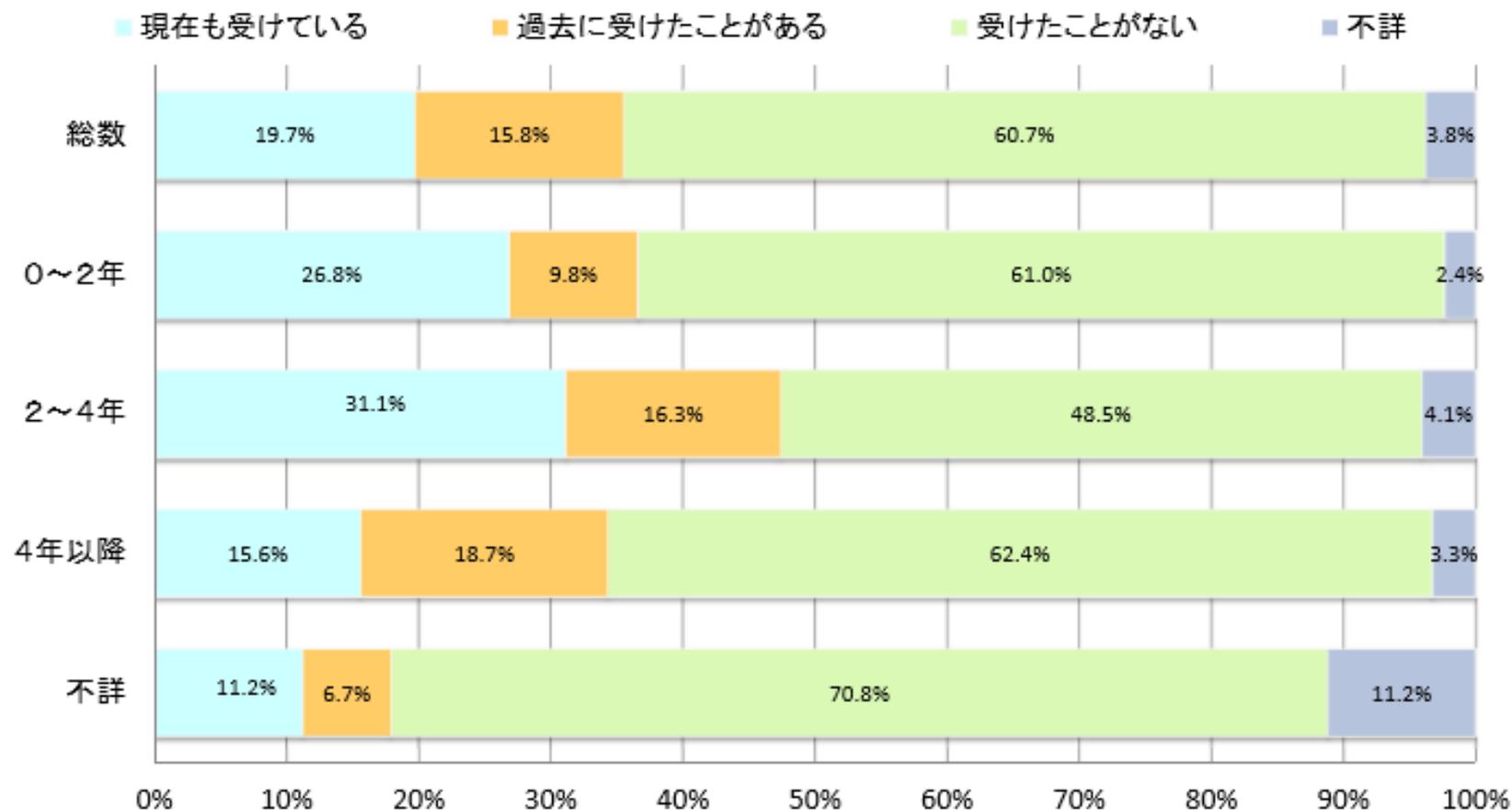
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※参考(海外のひとり親家庭の就業率)

アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス70.1%、  
イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、OECD平均 70.6%  
OECD「Babies and Bosses」より(2005年)

## 15(1) 母子家庭の母の養育費の受給状況

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が19.7%、「過去に受けたことがある」が15.8%、「受けたことがない」が60.7%となっている。



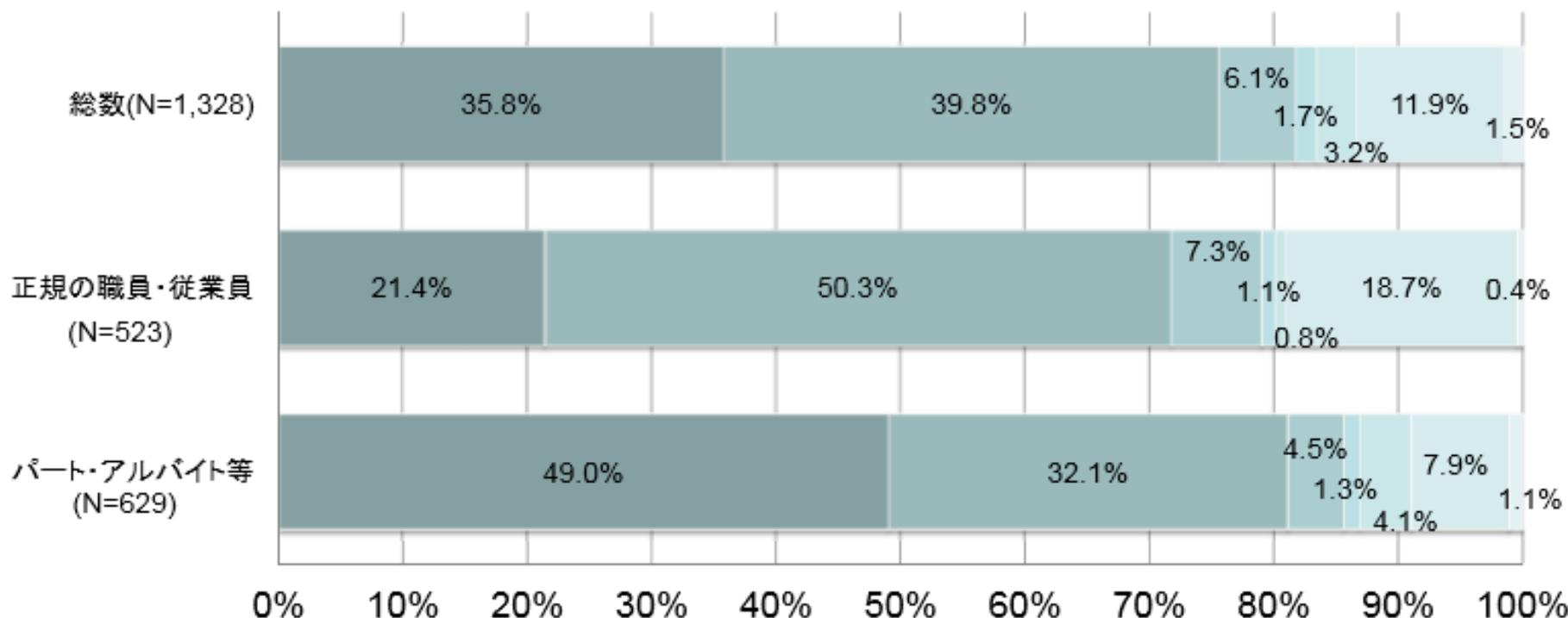
(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めの有る場合、ない場合ともに含む。

## 6(1) 就業している母の地位別帰宅時間

- 現在、就業している母子世帯の母の帰宅時間は、「パート・アルバイト等」では「午後6時以前」が49.0%と多い一方、「正規の職員・従業員」では「午後6～8時」が50.3%、「一定でない」が18.7%と多くなっている。
- 「正規の職員・従業員」は、帰宅時間が遅い又は不定であり、正規でも帰宅時間が早い職場を開拓する必要がある。また、子どもの成長につれ、正規化に対応しやすくなることも考えられる。

■ 午後6時以前 ■ 午後6～8 ■ 午後8～10 ■ 午後10～12 ■ 深夜・早朝 ■ 一定でない ■ 不詳

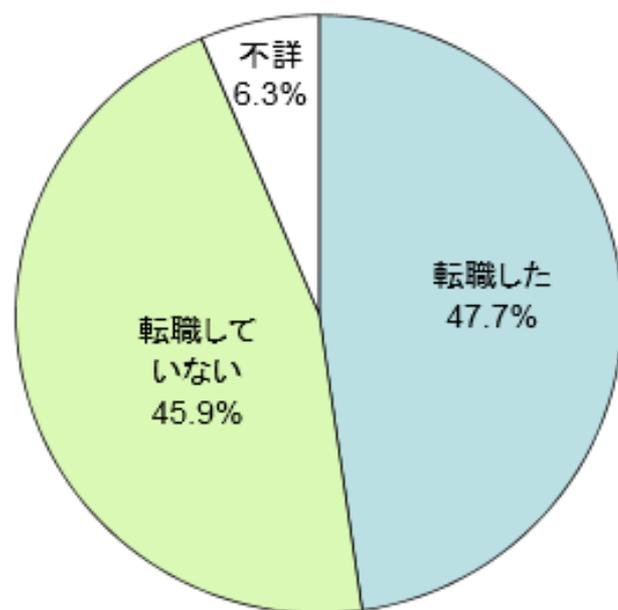


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

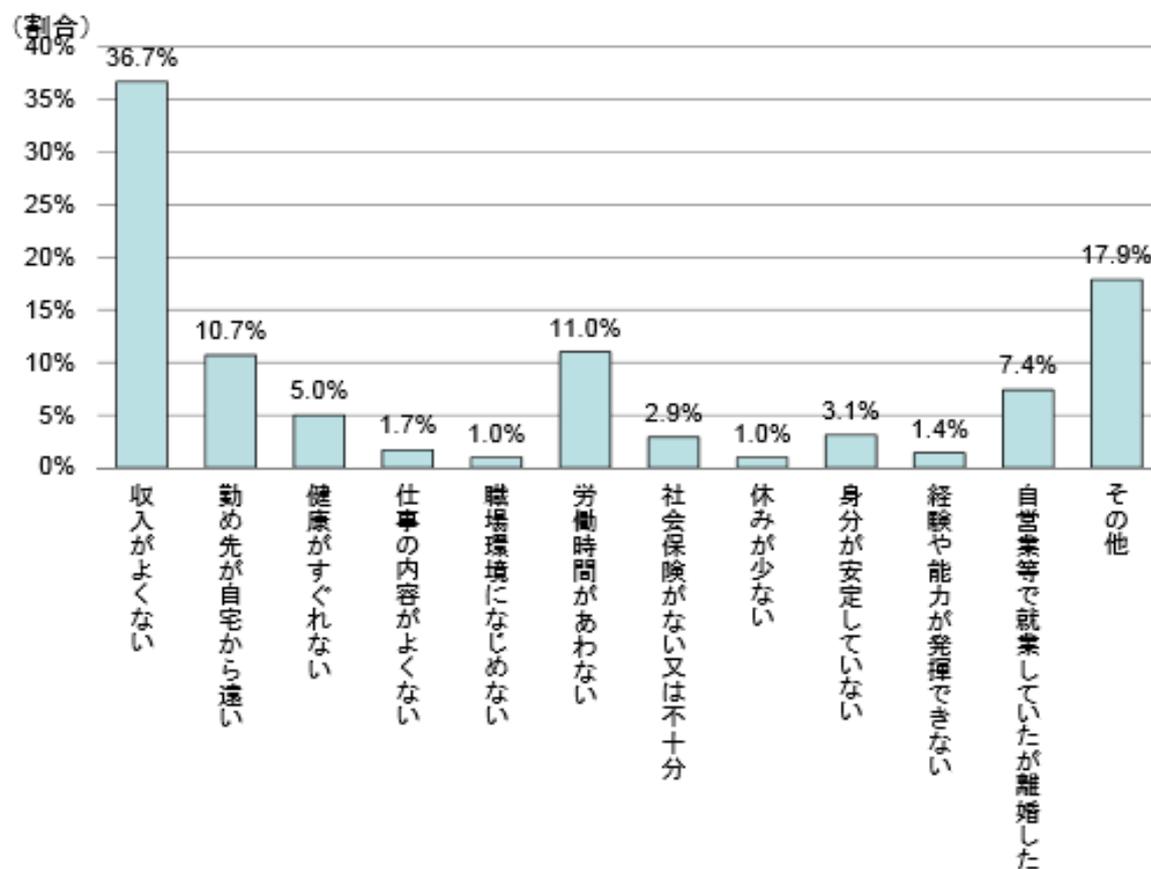
## 8(1) 母子世帯になったことを契機とした転職

- 母子世帯になる前に就業していた者のうち、母子世帯になったことを契機に転職をした者が47.7%。
- 仕事を变えた理由は、「収入がよくない」が36.7%、「労働時間があわない」が11.6%。
- 母子世帯となったタイミングで、ニーズに応じた転職支援が必要。

母子世帯になったことを契機とした転職  
(N=1,215)

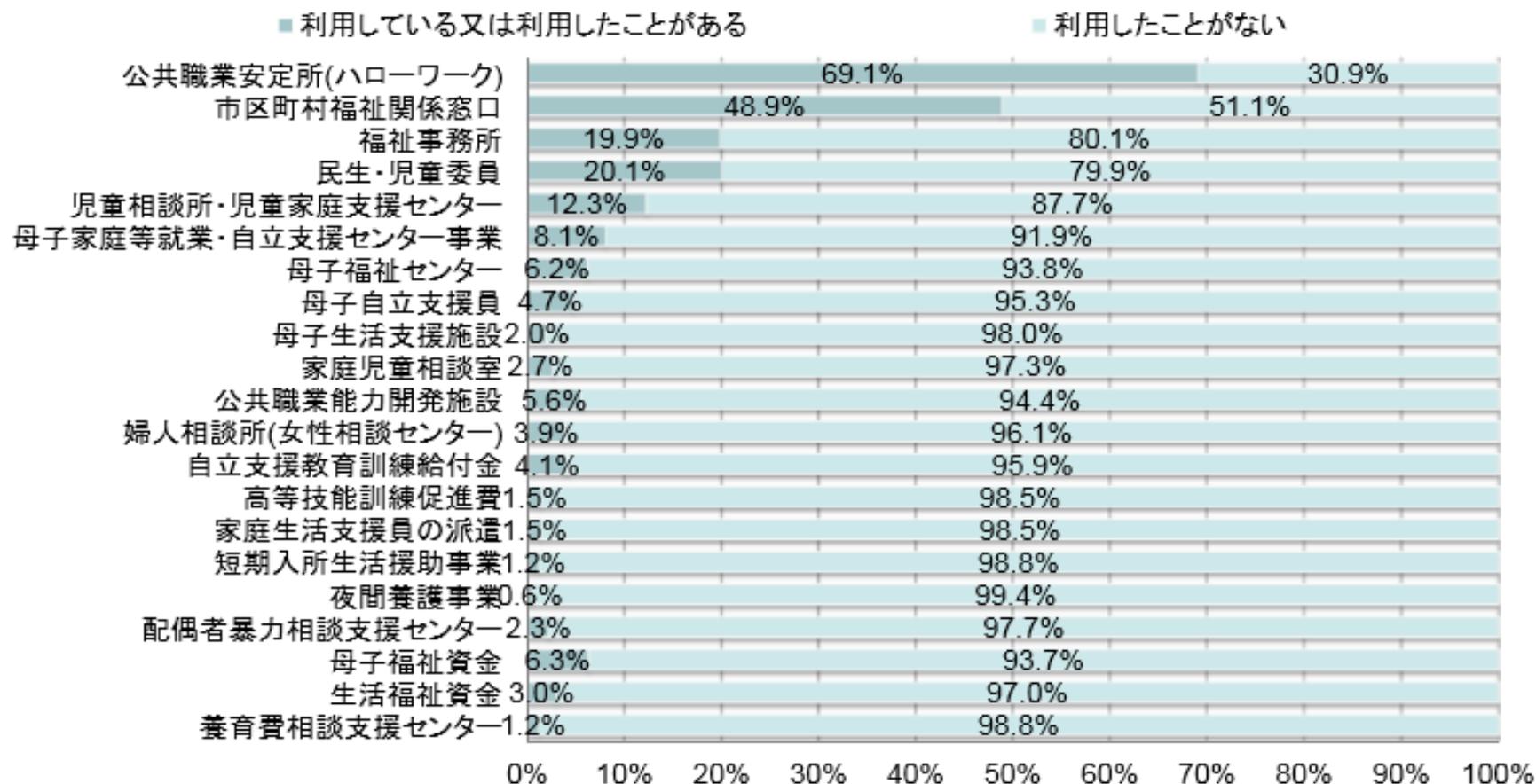


仕事を变えた理由 (N=580)



## 12(1) 母子世帯における公的制度等の利用状況

○ 母子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が比較的多い一方、他のひとり親家庭支援施策を利用している割合は低調。

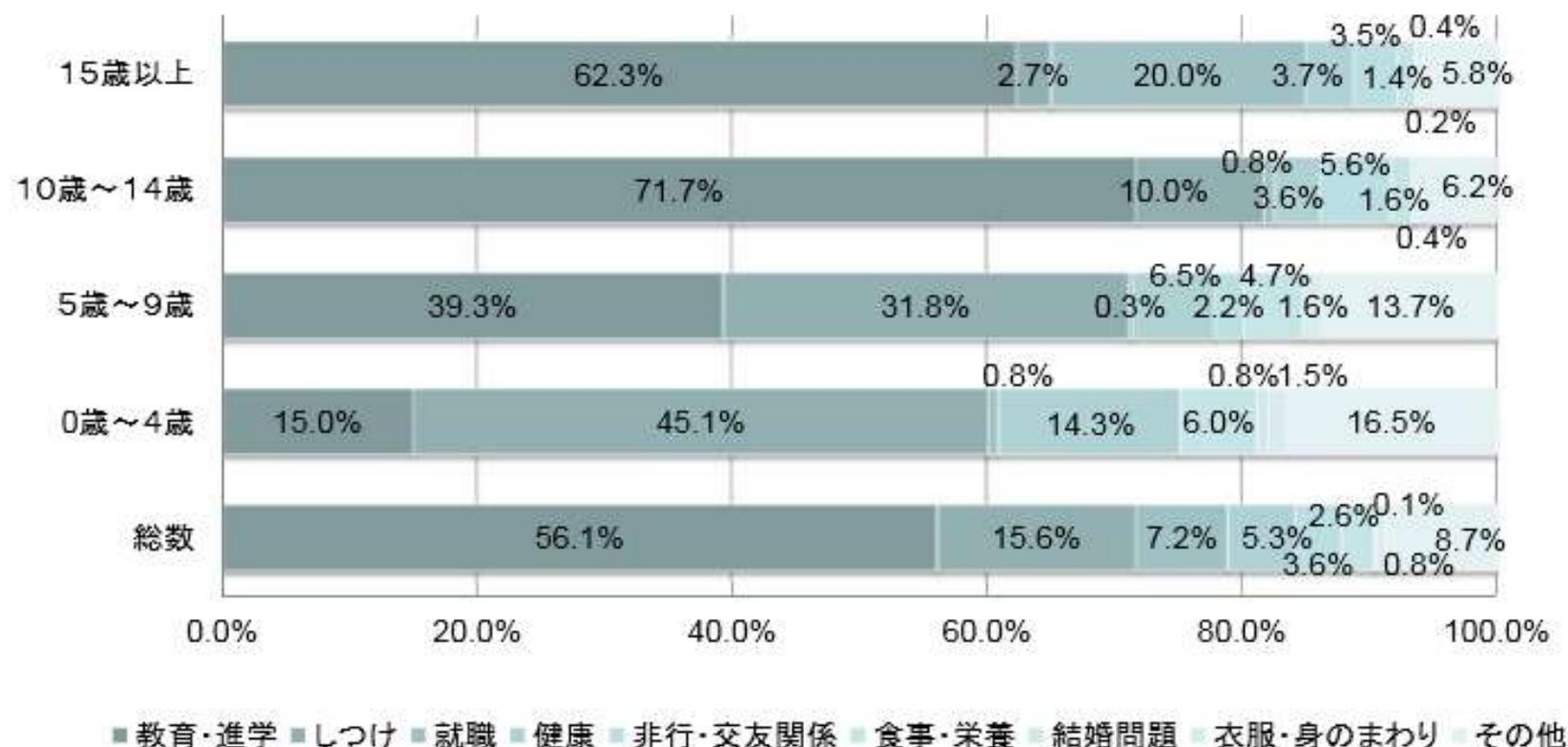


(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

## 9(1) ひとり親世帯の悩み等(子どもについての悩み(母子世帯))

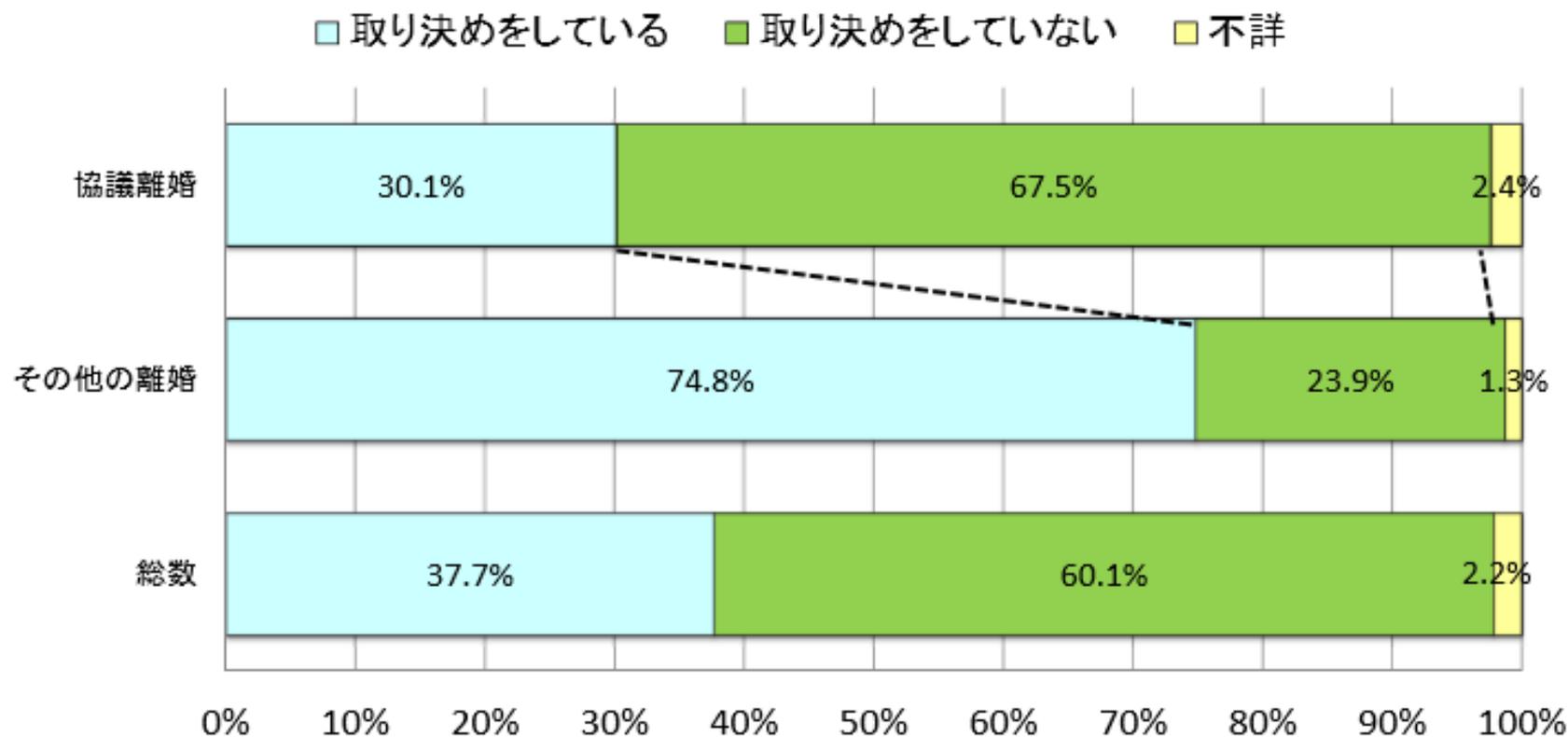
- 悩みの内容について、母子世帯では「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。
- 子どもの年齢別にみると、「0歳～4歳」では「しつけ」、「5歳～9歳」、「10歳～14歳」、「15歳以上」では「教育、進学」が最も多い。

母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳(N=2,570)



### 3(1) 母子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めをしている」が30.1%、「取り決めをしていない」が67.5%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めをしている」が74.8%、「取り決めをしていない」が23.9%となっている。



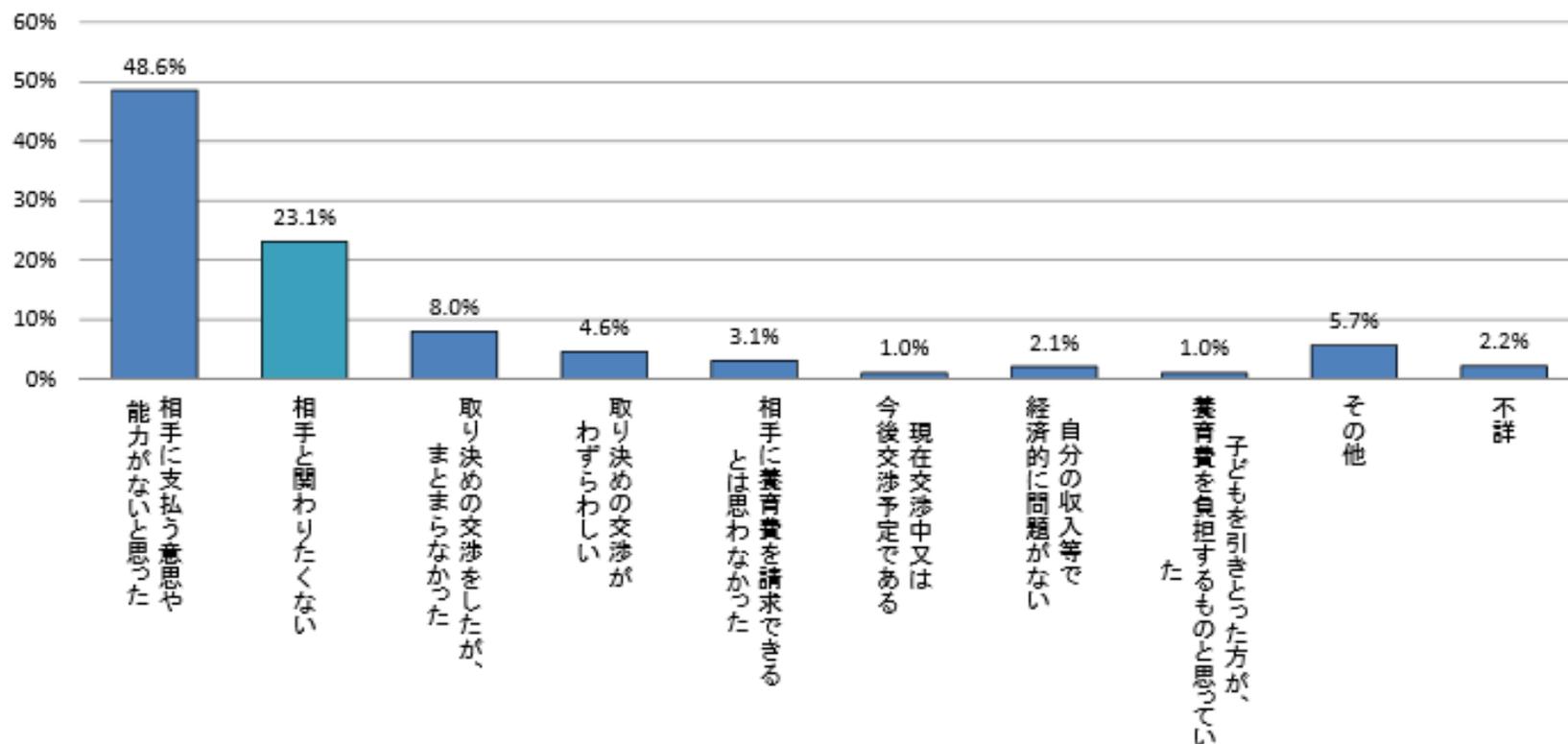
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

#### 4(1) 母子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

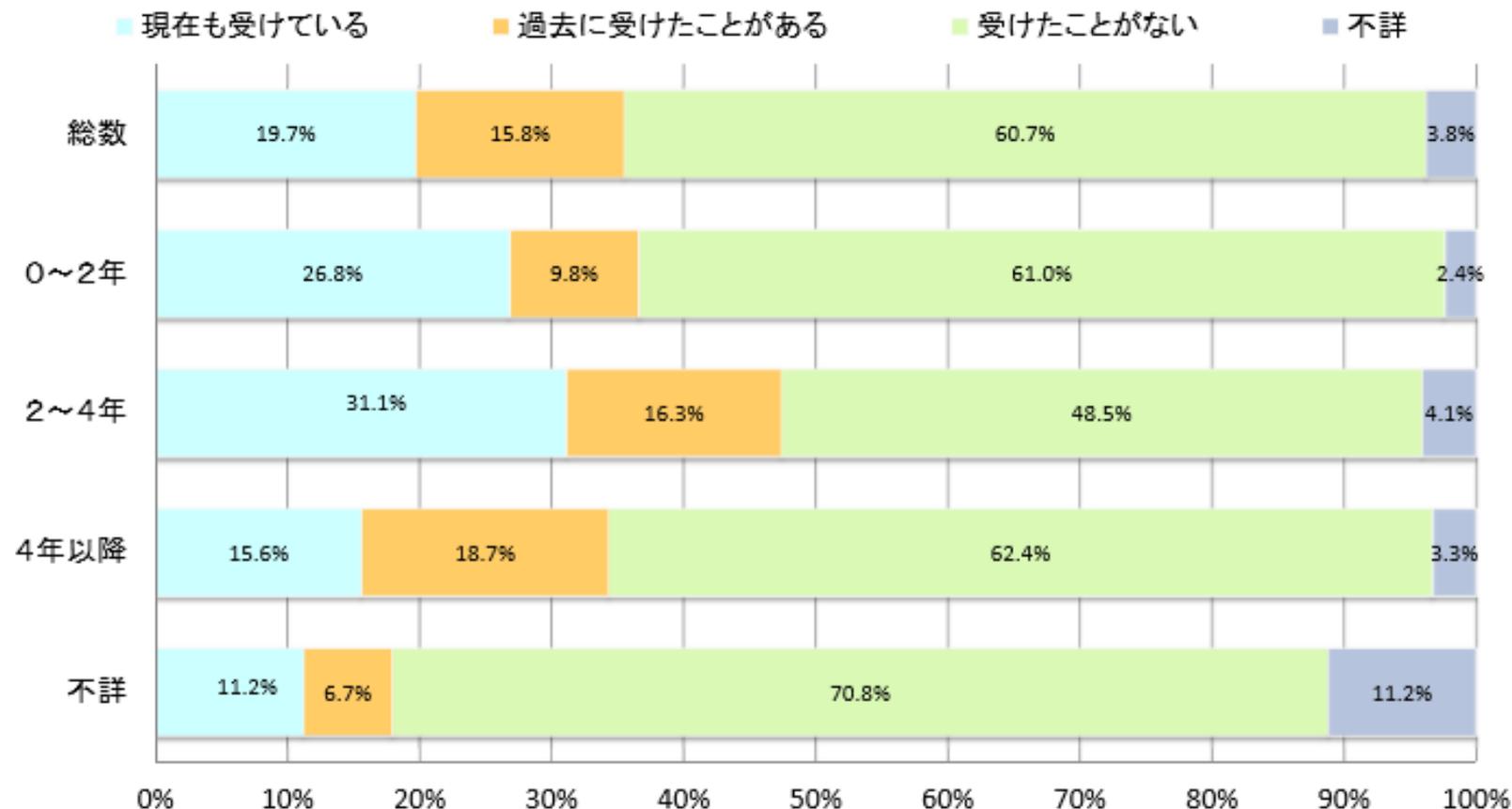
○ 母子世帯の母が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%、「相手と関わりたくない」が23.1%となっている。

母子家庭の母の養育費の取り決めをしていない理由



## 5(1) 母子家庭の母の養育費の受給状況(再掲)

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が19.7%、「過去に受けたことがある」が15.8%、「受けたことがない」が60.7%となっている。

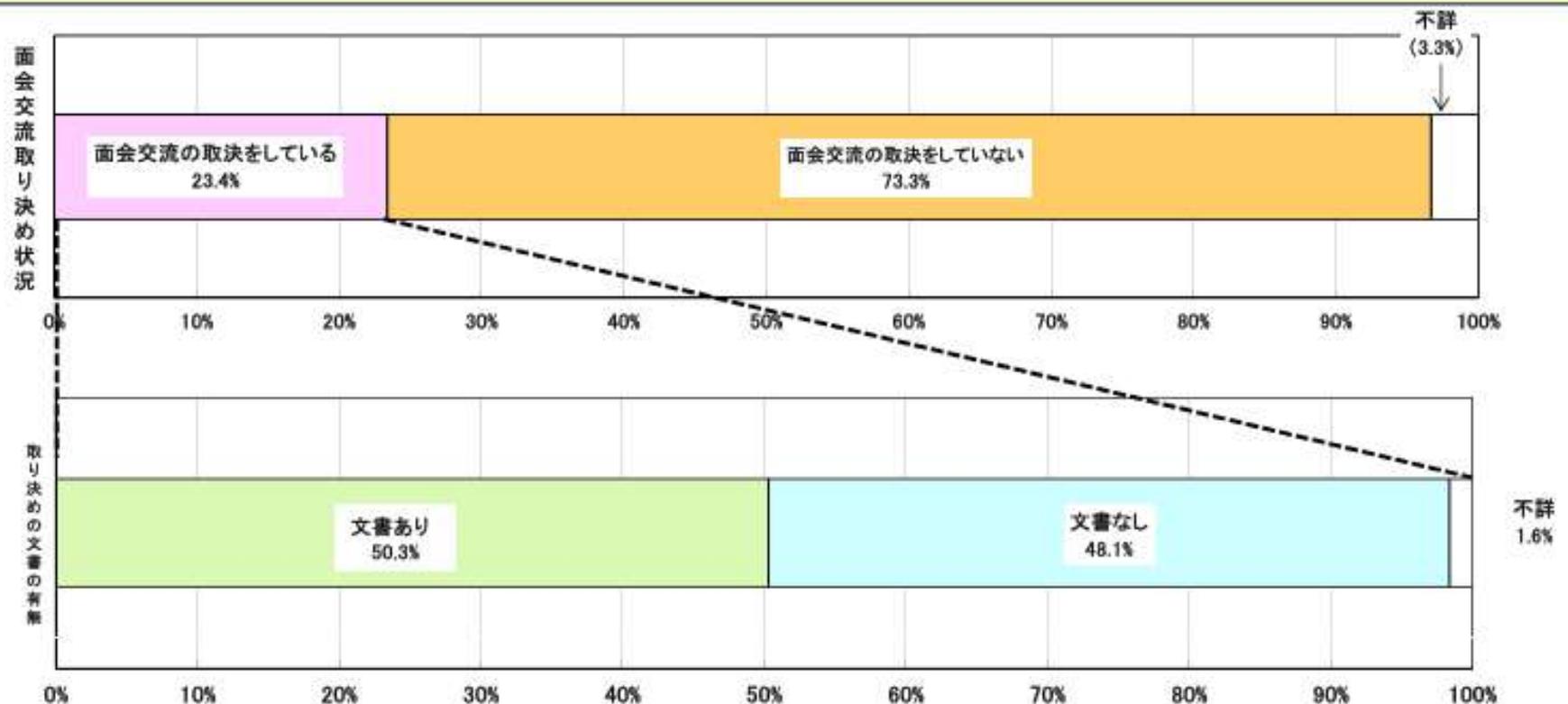


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めのある場合、ない場合ともに含む。

## 7(1) 母子家庭の面会交流の取り決め状況

- 面会交流の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が23.4%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは50.3%となっている。

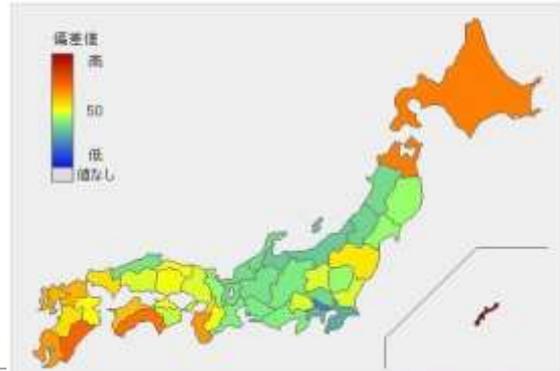


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

□ 父子・母子家庭数ランキング

こちらは世帯数100世帯あたりの父子・母子家庭数の順位です。総父子・母子家庭数の順位は父子・母子家庭数【総数】参照

順位	都道府県	父子・母子家庭数	
		総数	世帯数100世帯あたり
1	大阪府	72,928世帯	1.90世帯
2	東京都	65,814世帯	1.03世帯
3	北海道	55,052世帯	2.27世帯
4	神奈川県	50,959世帯	1.33世帯
5	愛知県	44,347世帯	1.51世帯
6	福岡県	43,029世帯	2.04世帯
7	埼玉県	41,461世帯	1.46世帯
8	兵庫県	38,697世帯	1.72世帯
9	千葉県	31,624世帯	1.26世帯
10	静岡県	21,688世帯	1.55世帯
11	広島県	20,371世帯	1.72世帯
12	茨城県	18,908世帯	1.74世帯
13	京都府	18,066世帯	1.61世帯
14	沖縄県	15,907世帯	3.06世帯
15	鹿児島県	15,631世帯	2.14世帯
16	宮城県	14,719世帯	1.63世帯
17	福島県	13,425世帯	1.86世帯
18	岡山県	13,343世帯	1.77世帯
19	熊本県	13,137世帯	1.91世帯
20	群馬県	13,055世帯	1.73世帯
21	栃木県	12,068世帯	1.62世帯
22	長野県	12,044世帯	1.52世帯
23	愛媛県	11,883世帯	2.01世帯
24	青森県	11,649世帯	2.27世帯
25	長崎県	11,532世帯	2.06世帯
26	新潟県	11,512世帯	1.37世帯
27	山口県	11,390世帯	1.91世帯



28	岐阜県	11,023世帯	1.50世帯
29	三重県	10,911世帯	1.55世帯
30	宮崎県	10,821世帯	2.35世帯
31	奈良県	9,174世帯	1.75世帯
32	大分県	8,704世帯	1.81世帯
33	和歌山県	8,429世帯	2.14世帯
34	岩手県	7,943世帯	1.64世帯
35	滋賀県	7,607世帯	1.47世帯
36	高知県	7,330世帯	2.28世帯
37	香川県	7,094世帯	1.82世帯
38	石川県	6,358世帯	1.44世帯
39	佐賀県	5,997世帯	2.03世帯
40	山梨県	5,644世帯	1.72世帯
41	秋田県	5,641世帯	1.45世帯
42	山形県	5,542世帯	1.43世帯
43	富山県	5,255世帯	1.37世帯
44	徳島県	5,173世帯	1.71世帯
45	福井県	4,005世帯	1.45世帯
46	島根県	3,919世帯	1.49世帯
47	鳥取県	3,852世帯	1.82世帯
	全国	844,661世帯	1.63世帯

単位人口：世帯数100世帯あたり(2010)

データ出典 国勢調査

# しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西・神戸ウエストでの取り組み



毎週第3金曜日 18時～20時30分 神戸市垂水区星が丘  
「星が丘ホーム ふれあいサロン」にて、作り置き料理とおしゃべりの会実施  
おてらおやつクラブと提携

→ 地域のひとり親家庭におすそわけを届ける

垂水区は神戸市内でも一番母子家庭数が多い地域  
(世帯数の約1.7%が母子世帯)

# 三田市の場合

- 母子家庭等医療費助成
- ひとり親等ファミリーサポートセンター  
援助活動料助成
- 平成26年10月より相談窓口強化  
就業支援専門員(パート職員)配備

ひとり親家庭の施策は市町村によって違うので  
横並びで比較することが重要！

# 今後の着目点

親子断絶防止法案(面会交流の是非)

みなし寡婦控除・税法上の不利益

こども食堂等 食の支援

学習支援

生活保護世帯の子どもの進学

児童扶養手当の4か月の一度まとめ支給

児童扶養手当の2人目3人目の加算額変更(平成28年8月から)

# お役立ち情報

兵庫県男女共同参画センター「イーブン」  
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 7階  
☎078-360-8550

近畿生活保護支援法律家ネットワーク ☎078-371-5118

NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西  
大阪市北区本庄東2-2-31 新納ビル502 ☎06-6634-7336  
<http://smf-kansai.main.jp/>

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西・神戸ウエスト  
神戸市垂水区星が丘3-6-19 カフェディラン内 ☎078-708-6319  
<https://www.facebook.com/smfkansaikobewest>